令 和 5 年 1 1 月 2 4 日 財務省国際局調査課為替実査室

## 外国為替取引等取扱業者のための 外為法令等の遵守に関するガイドラインQ&A

正式名称	略称
外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)	外為法
犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号)	犯収法
Financial Action Task Force	FATF
外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン	ガイドライン

## 外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドラインQ&A

- 問1 役員会等と経営陣の違いを教えてください。(ガイドラインⅡ-1-②関係)
- (答)役員会等については、意思決定を行う機関として取締役会や理事会等を設置するガバナンス形態の組織においては、当該取締役会又は理事会が考えられますが、そうした会議体を設置するガバナンス形態をとらない組織においてはこれらに相当するものを指します。他方で、経営陣は、役員会等で意思決定された事項について業務執行を行うものを含み得る概念です。すなわち、経営陣は、必ずしも役員会等のメンバーに限らず、業務執行を担当する役員等を含み得る概念であり、その範囲やあり方は金融機関が十分に議論・検討することが重要であると考えております。ガイドラインにおいては、重要性に応じて意思決定を行う事項については役員会等を主体としておりますが、主に業務執行に関係する事項は経営陣を主体としております。
- 問2 顧客から受取人や目的を登録させた上で、継続的に同様の内容で顧客の仕向送金や電子決済手段等の移転を行う場合(いわゆる事前登録型送金を行う場合)の留意点を教えてください。(ガイドラインⅡ-1-⑤関係)
  - (答) 外国為替取引等取扱業者は、自らが提供している商品・サービスに関する制裁違反リスクを検証 し、リスク評価結果に応じた、リスク低減措置を行う必要があります。

質問のような商品・サービスについては、基本的には、仕向送金や電子決済手段等の移転の都度、規制に該当しないことの確認を行う必要がありますが、登録した情報に変更がないか定期的に確認しつつ、顧客、登録された受取人等、相手方金融機関及びその所在地並びに送金等の目的に照らして、リスクが限定的であると認識する場合には、当該都度の確認に代えて、以下のリスク低減方法により対応することが考えられます。

- ①顧客から受取人及び送金目的等の事前登録を受け付ける際に、講じられている経済制裁措置の内容 を案内教示するとともに、当該規制対象の送金等ではないことを確認するための必要情報を把握す る。
- ②顧客、登録された受取人等、相手方金融機関、送金等の目的等に照らし、リスクに応じ、1回当たりの送金等の限度額、顧客ごとの月間及び年間の送金限度額を設定し、当該限度額を超える送金等を検知できるようモニタリングを行う。
- ③新たな経済制裁措置が講じられた場合には、把握している情報又は必要に応じ新たに顧客から確認 した情報等から当該措置に抵触するものか確認を行う。
- 問3 顧客から送金目的を事前に登録させた上で、一定の資金を預かり、顧客本人が海外にて継続的に 同様の目的で自己資金を引き出す取引を行う場合(いわゆるカード引出型送金を行う場合)の留意点 を教えてください。(ガイドラインⅡ-1-⑤関係)
  - (答) 外国為替取引等取扱業者は、自らが提供している商品・サービスに関する制裁違反リスクを検証 し、リスク評価結果に応じた、リスク低減措置を行う必要があります。

質問のような商品・サービスについては、基本的には、仕向送金や電子決済手段等の移転の都度、規制に該当しないことの確認を行う必要がありますが、資金が引き出された地域を検知できるモニタリ

ングを構築した上で、当該顧客、引き出された地域及び送金目的等に照らして、リスクが限定的であると認識する場合には、当該都度の確認に代えて、上記問2に列挙するリスク低減措置により対応することが考えられます。

- **問4** 外国為替取引等取扱業者が、制裁違反リスクを特定するにあたって、国によるマネロン・テロ資金 供与のリスク評価の結果その他の情報を勘案するとされていますが、その他の情報の具体例を教えて ください。(ガイドラインII-3-1関係)
  - (答) 例えば、以下のような情報を勘案することが有用と考えられます。
    - ・FATF が公表している各種ガイダンス等 (拡散金融に関するリスク評価と低減についてのガイダンス等)
    - ・国際機関や海外当局が公表している分析等(国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネルの報告書等)
    - ・国内当局が公表しているガイダンス等 (NPO 法人のテロ資金供与対策のためのガイダンス等)
    - ・財務省が公表している外国為替検査不備事項指摘等事例集、財務省からの経済制裁措置に関連する 事務連絡等
- 問5 北朝鮮やイランに関連する経済制裁措置に関し、外国為替取引等取扱業者が、確認義務を履行するうえでの留意点を教えてください。(ガイドラインⅡ-4関係)
  - (答) 北朝鮮やイランに関して、外為法令に基づく確認義務の対象となる支払等の規制として、指定対象者に対する資産凍結等の措置のほか、現在、以下の規制が実施されております(令和5年11月24日現在)。
    - 1. 特定国(地域)に係る支払規制
      - ①北朝鮮の居住者又は当該居住者により実質的に支配されている法人・団体に対する支払
    - 2. 特定の目的に係る支払等の規制
      - ①北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う取引等に係る支払等
      - ②イランの核活動に寄与する目的で行う取引等に係る支払
  - 3. 特定の取引等に係る支払等の規制
    - ①北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る支払
    - ②北朝鮮を原産地、船積地域又は仕向地とする貨物の仲介貿易に係る支払等
    - ③北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う資本取引又は金融サービス等に係る支払等
    - ④イラン関係者(イラン政府、イラン国籍の非居住者又はイラン法令に基づき設立された法人等)による核技術等に関連する特定業種を営む会社の株式又は持分の取得等(対内直接投資等に該当するもののほか、対内直接投資等に該当しない場合のこれらの者への当該株式又は持分の譲渡を含む。)に係る支払等
      - (注) 具体的な規制の範囲の詳細については、関連の財務省告示等を参照ください。

このため、外国為替取引等取扱業者は、ガイドラインII-4-(1)に基づき制裁対象者に関する確認を行うことに加え、同II-4-(2)に基づき特定国等、特定目的又は特定取引等規制に関する確認を行う必要があります。

同 II-4-(2)に係る確認にあたっては、同 II-4-(2)-1に基づき顧客から必要な情報を得て、これらの支払等に該当するかどうかを確認することが重要です。

また、北朝鮮の居住者により実質的に支配されている法人・団体に対する支払に該当しないことの確認については、同II-4-(2)-(1)(注3)に記載した顧客の申告により確認を行うことが考えられます。

加えて、迂回送金や潜脱に関するリスクを低減するために、制裁違反リスクを評価したうえで、リスクを踏まえた顧客受入方針の策定や、厳格な顧客管理等を行うことで、迂回や潜脱に関するリスクを低減することも重要です。

なお、こうした確認等の結果、経済制裁措置に違反するおそれのある又は規制に該当することを免れるために偽装されたものである疑いがある場合、及び、制裁違反リスクの評価結果を踏まえ顧客又は取引等のリスクが高いと考えられ慎重な確認が必要であると認められる場合には、追加的な調査や顧客へのヒアリングによりさらなる情報を取得する又は送金の原因となる取引等に関する資料の提示を求める等により、慎重な確認を行う必要があることにも留意が必要です。

- 問6 ウクライナをめぐる情勢に関する経済制裁措置に関し、外国為替取引等取扱業者が、確認義務を 履行するうえでの留意点を教えてください。(ガイドラインⅡ-4関係)
  - (答) ウクライナをめぐる情勢に関して、外為法令に基づく確認義務の対象となる支払等の規制として、 指定対象者に対する資産凍結等の措置のほか、現在、以下の特定の取引等に係る支払等の規制が実施さ れております(令和5年11月24日現在)。
    - (1)ロシア政府等が発行した証券の取得又は譲渡に係る支払等
    - ②ロシア政府等又はロシアの特定銀行等による本邦における証券の発行若しくは募集又は当該発行若しくは募集のための役務取引に係る支払等
    - ③ロシア・ベラルーシの居住者等に対する輸出禁止措置に関連する技術の提供に係る支払等
    - ④ロシア・ベラルーシの特定団体に対する技術の提供に係る支払等
    - ⑤ロシアの居住者等に対する信託業に係る役務取引又は当該者から受託する信託契約に係る支払等
    - ⑥ロシア法人等に対する会計・監査・経営コンサルタント業・建築サービス・エンジニアリングサービスに係る役務取引に係る支払等
    - ⑦ロシアにおいて行われる事業に係る対外直接投資に係る支払等(居住者が他者と共同設立する組合その他の団体によるロシアにおける事業活動に充てるための当該居住者による本邦から外国へ向けた支払を含む。)
    - ⑧ロシア法人等及びロシア法人等に実質的に支配されている法人により外国において行われる事業 に係る対外直接投資に係る支払等(居住者がロシアに居住する自然人、ロシア企業等又はこれらに 実質的に支配されている法人その他の団体と共同設立する組合その他の団体による外国における 事業活動に充てるための、当該居住者による本邦から外国に向けた支払を含む。)
    - ⑨上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油又は石油製品の購入又は輸送に関連する金銭貸付契約又は債務保証契約に係る支払等
    - (注) 具体的な規制の範囲の詳細については、関連の財務省告示等を参照ください。
    - このため、外国為替取引等取扱業者は、ガイドラインⅡ−4−(1)に基づき制裁対象者に関する確認

を行うことに加え、同Ⅱ-4-(2)に基づき特定取引等規制に関する確認を行う必要があります。

同 $\Pi-4-(2)$ に係る確認にあたっては、同 $\Pi-4-(2)-1$ に基づき顧客から必要な情報を得て、上記規制に関連しうる支払等やロシア・ベラルーシとの間の支払等を抽出し、その目的の詳細を聴取することにより確認を行うなど、適切に対応する必要があります。実際に取り扱う取引件数等から、顧客の支払等の目的の詳細を悉皆的に調査することが現実的でない場合においては、顧客から上記規制に該当しないことの申告を受けた上で、ロシア・ベラルーシとの間の支払等についてその目的の詳細を聴取することにより確認を行うなど、適切に対応する必要があります。当該ロシア・ベラルーシとの間の支払等を抽出するにあたっては、支払等の相手方や相手方金融機関の住所・所在地(SWIFT を用いる場合における受取側金融機関の SWIFT コードを含む。)等から抽出することが考えられます。

また、①顧客がロシアにおいて関連会社、支店、事務所及び工場等を有していることを把握している場合、②ロシア法人との共同事業等を営んでいることを把握している場合、③ロシア産原油又は石油製品の購入又は輸送に関する金融取引を営んでいることを把握している場合など、当該顧客の送金が規制対象であることが疑われる場合には、関連の規制に関し、特に慎重な対応が必要です。

なお、ロシア・ベラルーシの制裁対象者である団体により株式の総数等の50%以上を直接保有されている団体に対する支払等については、例えば、顧客からの申告による確認や、こうした団体に該当しうる者のリストを整備し、顧客の支払等の相手方がこれらに該当するかどうかを確認すること等による対応が考えられます。

加えて、迂回送金や潜脱に関するリスクを低減するために、制裁違反リスクを評価したうえで、リスクを踏まえた顧客受入方針の策定や、厳格な顧客管理等を行うことで、迂回や潜脱に関するリスクを低減することも重要です。

こうした確認等の結果、経済制裁措置に違反するおそれのある又は規制に該当することを免れるために偽装されたものである疑いがある場合、及び、制裁違反リスクの評価結果を踏まえ顧客又は取引等のリスクが高いと考えられ慎重な確認が必要であると認められる場合には、追加的な調査や顧客へのヒアリングによりさらなる情報を取得する又は送金の原因となる取引等に関する資料の提示を求める等により、慎重な確認を行う必要があることにも留意が必要です。

問7 顧客の支払等が、特定国(地域)、特定目的又は特定の取引等に関する規制対象のものではないことを確認するための必要な情報に関し、送金の都度、送金人や受取人の実質的支配者が誰であるか確認することは困難と考えますが、どのような対応が必要でしょうか。また、輸入又は仲介貿易貨物の情報に関し、規制対象国等の隣接国に対する輸入代金の送金の場合の船積港の属する都市名を含む情報の把握を求められておりますが、ここでの規制対象国等とは何を指すのでしょうか。(ガイドラインII - 4-(2)-(1)及びII - 4-(5)-(2)関係)

(答)本規定は、特定国(地域)、特定目的又は特定の取引等に関する規制対象のものではないことを確認するために必要な範囲で、必要情報を把握することを求めるものです。基本的にはこうした情報を把握し各種確認を行うことが必要と考えますが、実質的支配者の情報については、特定国(地域)に係る支払等の規制に関し、 $\Pi-4-(2)-1$ (注3)の記載に従った確認を行うほか、その他の規制に関しても、顧客の支払等が規制対象であることが疑われる場合や制裁違反リスクの評価結果を踏まえ顧客又は取引等のリスクが高いと考えられ慎重な確認が必要と認められる場合に、送金人や受取人の実質的

支配者について、顧客からの申告に加え、追加的な調査により把握を行うことが考えられます。 ご質問の「規制対象国等」とは、確認義務の対象となる輸入規制又は仲介貿易規制の対象となってい る国(地域)を指し、令和5年11月24日現在において、北朝鮮がこれに該当します。

- **問8** 特定国 (地域)、特定目的又は特定の取引等に関する支払等の規制に関し、リスクを踏まえフィルタリングのための自動照合システムに登録すべき単語にはどのようなものがあるか具体例を教えてください。 (ガイドライン II-4-(2)-2 関係)
  - (答) 例えば、以下のような単語を登録することが有用と考えられます。
    - ・規制に関連する、国(地域)名、当該国(地域)又は近隣地域の地名(省名、都市名等)、これらの国(地域)に所在する銀行名及びSWIFTコード等
  - ・貿易規制又は仲介貿易規制との関連が疑われる商品名、その他規制対象取引や目的に関連する単語 貿易規制又は仲介貿易規制との関連が疑われる商品については、特に、北朝鮮関連の外為法違反があった輸入品のうち北朝鮮の特産品と認められる「あさり」、「うに」、「さるとりいばらの葉」及び「松茸」 については慎重な確認が必要であり、このほか、「しじみ」、「ずわいがに」、「けがに」、「赤貝」、「えび」、「うにの調製品」、「なまこの調製品」、「ひらめ」、「かれい」、「たこ」、「はまぐり」、「あわび」についても注意が必要です。

北朝鮮の近隣地域の都市名に関しては、中国の東北地域にある3省(遼寧省、吉林省、黒龍江省)に 所在する都市名(北朝鮮に隣接する丹東、延吉、琿春に限らず、主要都市を含む。)を幅広くリストに 登録することが考えられます。

- **問9** 預金口座の管理を行う情報システム等に睡眠預金口座等の名義人の情報が残されておらず、制裁対象者の追加時等にフィルタリングを行うことが困難な場合には、どのように対応すれば良いでしょうか。(ガイドラインII-4-(3)-(1)関係)
  - (答)長期間預入れ及び払出しがないいわゆる睡眠口座等(雑益に繰り入れた預金口座残高に係るものを含む。)についても、制裁対象者の追加等の際にはフィルタリングを行い、制裁対象者の口座又は疑わしい口座が発見された場合には、払出しを停止する等適切に対応する必要があります。他方で、質問のような事情により、フィルタリングを行うことが困難な場合には、顧客から払出し請求がなされた際に、制裁対象者かどうか、支払規制の対象となる特定国(地域)の居住者ではないかの確認を行うことにより対応することが考えられますが、こうした取扱いを行う旨の事務規定を整備した上で、実際に該当する取引があった場合、事務規定に沿った対応を行うための態勢整備が必要となります。
- **問 10** 経済制裁措置に関する事項について、両替業者に求められる対応を教えてください。(ガイドライン II 4 (3) 1) 関係)
- (答) 両替業者はⅡ-1、2に従い内部管理態勢を整備するとともに、Ⅱ-3に従い制裁違反リスクの特定・分析・評価を行う必要があります。

また、両替取引については、両替の相手方との間で外為法上の支払及び支払の受領が生じることとなりますので、II-4-(3)-(1)及びII-4-(4)-(1)に従い、リスク評価の結果を踏まえて、当該相

手方が、非居住者(又は外国人)である場合に、当該相手方が経済制裁対象者ではないこと、北朝鮮の居住者(又はこれらの者に実質的に支配された法人その他の団体)ではないことの確認を行う必要があります。極めてリスクが低いなどの理由で例外を設ける場合には、例えば、取引金額のみによりリスクを判断するのではなく、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等を包括的に検証し、リスク評価の結果を踏まえた上で、対応方法を検討し、リスクを適切に低減する必要があります。なお、当該相手方が居住者であっても、制裁対象者のために当該対象者以外の名義で行われるもの(制裁対象者の依頼又は指示を受けて行うもの)については規制対象になりますので、犯収法や外為法に基づく義務を履行する等のために顧客より取引の情報を取得する中で、真の取引当事者が制裁対象者であることが疑われる場合には、当該相手方が居住者であっても慎重な確認を行っていただ

- **間 11** 国際連合安全保障理事会により制裁対象者の追加や情報改訂がなされた際に適切なフィルタリングを行い、預金取引等を行っている顧客に当該制裁対象者がいないことを確認しており、その後に当該制裁対象者との新たな預金取引等を行わないことが確保されていれば、当該制裁対象者の追加や情報改訂を踏まえた外務省告示の改正等の際に再度のフィルタリングをする必要はないと理解してよいでしょうか。(ガイドラインII-4-(3)-(1)関係)
  - (答) そのように理解して差し支えありません。

くようお願いします。

- 問 12 制裁対象者のアルファベット名により制裁対象者のフィルタリングを実施しており、預金取引等を行う顧客に制裁対象者がいないことを確保している場合において、当局が公表した当該アルファベット名に対応する仮名名の情報(別称を含む。)により追加的なフィルタリングを行う必要はありますか。(ガイドラインⅡ-4-(3)-①及び②関係)
  - (答) そのようなケースにおいては、例えば、アルファベット名を把握しておらず仮名名で管理されている非居住者等がある場合や、アルファベット名とは異なる読み方の仮名名が公表された場合等、経済制裁措置への確実な対応のために必要な範囲でフィルタリングを実施するようお願いいたします。このため預金口座の管理に関し、本人確認書類を基に仮名名を情報システム等に登録しておく必要がありますが、外国銀行などにおいて預金口座名義についてアルファベット名しか登録できないなど、情報システム等に制約がある場合については、この限りではありません。
- **問 13** 非居住者等である顧客と預金取引等を行う際のアルファベット名の把握についての留意点を教えてください。(ガイドライン II-4-(3)-2 関係)
  - (答) 非居住者、外国人、外国人と判断できる氏名又は名称の顧客の預金口座等の管理においては、原則として本人確認書類を基に顧客のアルファベット名をシステム等に登録し、顧客名義と経済制裁対象者名義との照合を適切に行う必要があります。また、当該アルファベット名の把握については、以下に留意する必要があります。
    - ・顧客の正式な氏名・名称の一部を省略したり、略称を用いたりせず、顧客のフルネームに基づいて上 記照合を行うこと。
    - ・顧客が屋号・通称名等正式な氏名・名称と異なる名義を有する場合、顧客の本人確認書類に記載され

た顧客の正式な氏名・名称についても上記照合を行うこと。

- ・システム上の文字数制限その他の事情によりこれらの対応が困難な場合、例えば、顧客の正式な氏名・名称を別途電子データで管理し、上記照合を行うこと。
- ・アルファベット名を把握していない顧客の預金口座等については、顧客と接触する機会等をとらえてアルファベット名の入手に努めること。

なお、こうした顧客について提示を受けた本人確認書類にアルファベット名が表記されておらず、当該 書類以外の本人確認書類を保有していないなど、アルファベット名の把握が困難な顧客である場合につ いては、この限りではありません。

- **問 14** 相続預金等の払出しの際にはどのような確認を行う必要があるか、教えてください。(ガイドライン II 4 (3) ④及び同 II 4 (4) ②関係)
  - (答) 相続預金の払出しについては、規制対象者である相続人へ直接払い出す場合だけでなく、その他の相続人や相続人の代理人に払い出す場合であっても、外為法上の許可が必要となる場合があります。したがって、相続預金の払出しを行う前に、全ての相続人(非居住者又は外国人である相続人に限る。)について次の①及び②の確認を行う必要があり、相続人がこれらのいずれかに該当する場合には、原則として、金融機関が外為法上の許可申請を行い、許可を得た後でなければ、当該払出しを行うことはできませんので、当該払出しを行う前に、財務省国際局調査課外国為替室に許可申請の要否等についてご相談ください。
    - ①相続人が制裁対象者に該当しないこと。
    - ②特定国(地域)に関する支払規制が行われている場合には、相続人の住所又は居所が当該特定国 (地域)に該当しないこと。

外国為替取引等取扱業者が一定金額以下の相続手続について簡易な扱いをする場合においても、 同様の確認が必要であり、例えば、相続人代表者や代理人から、相続人に非居住者(及び外国人)が いるかどうかの申告を求めつつ、該当者がいる場合には、上記①及び②の確認を行う等の対応が考え られます。

電子決済手段等取引業者等が顧客の電子決済手段等を管理する場合等において、電子決済手段等の相続財産を日本円等に転換した後に相続人やその代理人に支払う場合や被相続人からの預り金を当該相続人等に支払う場合については、外為法上の支払規制の対象となる場合があることや、制裁対象者に関し、外為法上の支払の規制に加え、資本取引とみなす取引(同法第20条の2第1号:居住者と非居住者との間の電子決済手段等の管理に関する契約に基づく当該電子決済手段等の移転を求める権利の発生、変更又は消滅に係る取引)が同法上の規制の対象になっていることを踏まえ、電子決済手段等の相続に係る取引等の内容に応じ、上記相続預金の払出しに準じた確認をお願いします。なお、当該確認の結果、外為法上の許可申請を要する可能性がある場合には、支払を行う前に、財務省国際局調査課外国為替室に許可申請の要否等についてご相談ください。

問 15 規制の対象となる支払等及び資本取引を指定する財務省告示において、タリバーン関係者、テロリスト等、北朝鮮、イランに係る制裁対象者に関し、①制裁対象者のために当該対象者以外の名義で行われるものその他の当該対象者のために直接又は間接に行われるもの、②制裁対象者により実質的に支配されている法人その他の団体によるもの等が規制対象とされたところ、これらに関する確認義務

(答)「当該対象者のために直接又は間接に行われるもの」については、実質的に制裁対象者に対する支払等について規制対象となることを明確にしたものであり、例えば、第三者を経由する又は制裁対象者以外の名義で行われるといった、間接的に行われるものであっても、実質的に制裁対象者に対する支払等であれば、規制の対象となります。実質的に制裁対象者に対する支払等に該当するかどうかについては、取引等の意思決定を行っているのは誰であるのか、その利益が誰に帰属するのか等を総合的に勘案して判断されるものであり、個別具体的に判断が必要と考えます。また、実質的支配者については、個別の事案に即して具体的に判断する必要がありますが、一つの基準としては、制裁対象者が発行済株式総数の過半数以上を保有している場合(いわゆる「50%ルール」等)が該当すると考えております。

これらに関する外為法第 17 条に基づく確認義務の履行については、例えば、金融機関等が、犯収法や外為法に基づく義務を履行する等のために、顧客より送金の情報を取得する中で、これらに該当するものであるとの疑義が生じた場合に、慎重な確認を行っていただくことで対応することが考えられます。また、今後の金融機関等によるリスク評価において、慎重な確認が必要と判断される高リスクの送金類型が生じた場合には、慎重な確認を行っていただくことが考えられます。

上記を行っていただいた上で、加えて、以下のようなリスク低減を行うことは、有用と考えます。

- ・実質的支配者についての公知の情報(報道、レポート、各種政府の発表等)やその他の情報(顧客管理を通じて得た情報等)を基に確認する方法(当該方法には、当該情報をスクリーニングシステムに搭載し、検知する方法が含まれます。)。
- ・顧客からの申告を得て確認を行う方法。
- 問 16 規制に関連する国(地域)名やその近隣地域に関連する取引等、貿易規制又は仲介貿易規制との関連が疑われる商品に関する取引等のほか、顧客の支払等や取引等について経済制裁措置への違反や迂回・潜脱等の可能性を示唆する状況としてどのようなものがありますか。(ガイドラインⅡ-4-(5)-2関係)
  - (答)顧客の支払等や取引等について経済制裁への違反や迂回・潜脱等の可能性を示唆する状況として、 FATF が公表するガイダンスその他の情報を踏まえると、例えば、以下のような状況が考えられます。 これらの状況が単独又は複数生じた場合に、それが経済制裁措置への違反や迂回・潜脱等の可能性を示唆しているかどうかは、外国為替取引等取扱業者等が取り扱う商品・サービス、顧客との関係等によっても異なると考えますが、外国為替取引等取扱業者等が顧客や取引等に関する疑わしさを検討するうえでの参考指標となるものと考えられます。

外為法に基づく確認義務の履行は基本的には為替取引等を行う前に確認を行うことが必須ですが、 こうした指標に合致するものなどに関するモニタリングを行い、以降の顧客管理や取引等又は支払等 の確認に活用することも有用です。

【経済制裁措置の違反、迂回、潜脱等の可能性を示唆する状況】

- ○顧客等のリスク関連
  - ・顧客が必要な情報の提供を渋っている。不明瞭な又は矛盾する内容の情報を提供する。

- ・顧客、送金等の相手方、取引関係者及びこれらの実質的支配者が、諸外国で制裁対象となっている。 これらの者について、ネガティブニュース(輸出入規制違反、マネロン、詐欺等の犯歴等)がある。
- ・懸念国やリスクの高い国に所在する又はこれらの国と繋がりがある。
- ・顧客が送金業者等の業務を営んでいる又は payable through account である可能性がある。特に、これら口座において高額な取引に係る資金移転を急速に行っており、明確な理由がないにも関わらず日々の残高が少ない。
- ・所有構造が不透明な企業、フロント会社、シェル会社が関与する取引等。十分高い資本を有していない等シェル会社の特徴を示す、又は、長年休眠していた口座の取引が急増している。
- ・住宅ビル、私書箱、商業ビル、工業団地等、貿易会社の住所が集合建築物等の住所である(特に、 具体的な部屋番号等への言及がない場合)。
- ・過去に取引を謝絶した顧客等の電話番号や IP アドレスと同じ情報を有する顧客からの取引依頼がある。
- ・顧客のウェブサイトが極めて簡素であり、記載されている事業の実態が不透明。
- ・タックスへイブン国や SPC を介して資金が移動されており、利益が誰に帰属するのか不透明である。

## ○取引、決済等のリスク関連

- ・合理的な理由なく、取引の相手方と決済の相手方が異なる。取引に関与しないシェル会社やフロント会社が支払を行うなど、商品の受取人以外の者が経済的な理由なく、商品代金の支払を行う。
- ・法人と個人の間の決済であり、当事者間の関係と決済の内容に合理性がない (例えば、法人から個人に生活費目的の送金を行っている等。)。
- ・顧客が事業内容等と異なる分野で多数の第三者が関与する複雑な取引を行っている。経済的な合理性がない形で、複雑な又は回りくどい方法で取引を行っている。
- ・頻繁な送金等が不要となるよう、関連企業間の元帳により決済が行われ、これらの企業間でバランスのみが決済される。
- ・口座において単一者と複数者との間の決済が短期に行われる。同一者との間で目的が明確ではない決済が反復して行われる。
- ・被仕向送金等において把握した目的と矛盾する態様で出金がなされる。決済を行う直前に第三者 の送金の代理であること等が疑われる入金がある。
- ・謝絶された送金等の情報を一部変更して再度送金等を行う。通常利用している銀行や送金ルート と異なる経路で決済を行う。
- ・顧客の業種や経常取引と比して異例な目的や金額の決済を行う。

## ○貿易、海運等のリスク関連

- ・顧客が軍民両用品、輸出管理対象品、技術的背景がない又は顧客の事業内容等と一致しない複雑な 設備の貿易取引を行う。こうした品目の決済に顧客が個人口座を使用する。大学や研究機関に所属 する顧客が、軍民両用品や輸出管理対象品目を扱う。
- ・製造業や貿易会社である顧客が工業製品の取引やその他の貿易取引において現金を使用する。こ うした可能性を示すものとして、預金口座の残高が急増し、その後現金が引き出される。

- ・貿易取引の商品の最終仕向の相手方が運送会社である、又は輸入者と異なる。
- ・契約書、請求書、貿易関係書類等の間で記載内容(取引関係者、商品の数量、価格等)が不整合である又は不備がある。信用状等から特定できない者からの又は当該者向けの送金等の指示がある。
- ・運搬費用に対して貨物の申告価格が低い。
- ・出荷先の国の技術水準に見合わない商品の輸出が行われる。
- ・明確な目的なく複数の商品仕向地がある、頻繁に船籍を変更する、小型又は旧型の船舶を利用する ことを含め、回りくどい方法で商品の輸送が行われる。商品が懸念国を経由する。
- ・口座開設の承認前に、顧客が軍民両用品や輸出管理対象品に係る信用状の発行を求める。
- 問 17 外為検査等において把握された外為法令等又はガイドラインで対応が求められる事項に関する不 備事項を改善するにあたって、留意すべき点を教えてください。(ガイドラインⅡ-4-(5)-⑥関係)
  - (答) 外為検査等において把握された不備事項の改善を行うにあたって、一般的には以下のような対応を行うことが重要と考えます。こうした対応により、例えば、内部規程・チェックリスト等の改正や関係部店への注意喚起等といった形式的な改善に留まらず、その運用の徹底も含めた実質的な改善を行うことが必要です。なお、下記①のような態勢は、不備事項が発見された場合に限らず、平時において外為法令等の遵守を確保するためにも有用と考えます。
    - ①経営陣が外為法令等の遵守態勢を整備し、当該態勢が有効に機能しているかを検証するとともに、その検証の結果を踏まえ、外為法令等を遵守する態勢を見直すことを自らの責務として認識し、継続的にこれらの事項を実行すること。すなわち経営陣の主導的な関与のもとで、PDCAによる改善プロセスを循環させ、継続的に外為法令等の遵守を確保すること。
    - ②当該不備事項に関し、統括責任者及び経営陣が関係部署間の連携・協働を図り、第1線から独立した第2線を中心に、不備事項の発生原因を検証し、当該発生原因に対する改善・再発防止策を策定し、実行すること。
    - ③改善・再発防止策の履行状況及び定着状況を定期的及び随時に検証することにより、当該改善・再 発防止策の定着を図ること。
    - ④第3線が、第1線及び第2線から独立した立場で、改善・再発防止策の適切性を検証するとともに、当該改善・再発防止策が適切に実施されているかどうかの検証を行うこと。これらの検証の結果についてフォローアップや改善に向けた助言を行うこと。
- 問 18 顧客が第三者の送金等を代理して規制対象の送金等を行うことを防止するために、外国為替取引 等取扱業者が取り得る対応はありますか。(ガイドラインⅡ-4-(5)-⑦関係)
  - (答)顧客が第三者の送金等を代理して規制対象の送金等を行うことを防止するためには、顧客に関する情報を適切に把握し、リスクに応じた顧客管理を行うとともに、顧客や送金の情報から、顧客の送金等が規制対象ではないか、疑わしい点がないかなどを適切に検討することが必要です。また、外国為替取引等取扱業者が取り得るより適切な対応、すなわち、ベター・プラクティスとしては、例えば、以下のような対応を組み合わせることが考えられます。
    - ①あらかじめ顧客の商流や過去の送金目的等に係る情報(※)を把握し、顧客の個別の送金における情報と照合し、その結果、異例な送金が検知された場合には、慎重な確認を行うこと。

- ※「送金目的等に係る情報」とは、送金目的、貿易又は仲介貿易取引である場合の商品名、原産地及び船積地域(規制対象国の隣接国に対する輸入代金の送金の場合の船積港の属する都市名を含む。)並びに受取銀行所在地域等に係る情報を指します。
- ②インターネット等を介して受け付ける送金について、顧客(取引先担当者が付いていない顧客を含む。)の商流や送金目的等に係る情報をデータベース化し、顧客の個別の送金の情報についてシステムにおいて照合を行い、その結果、異例な送金が検知された場合には、慎重な確認を行うこと。
- ③送金の実行前に顧客の預金口座の入出金記録を確認する中で、第三者の送金の代理であること等が疑われる入金等がないかを確認し、その結果、疑わしいものについては、慎重な確認を行うこと。
- ④特定国(地域)、特定目的又は特定の取引等に関する支払等の規制に関連する単語について、リスクを踏まえ、幅広くフィルタリングのリストに登録し、システムによるフィルタリングにより当該都市名が検知された場合において、慎重な確認を行うこと。
- 問 19 自動照合システムの不具合等が生じた場合において、送金等の事前フィルタリングを継続的に行うための態勢整備において重要な点を教えてください。(ガイドラインⅡ-4-(5)-⑦関係)
  - (答) 自動照合システムによる取引前のフィルタリングは確認義務の履行において重要であり、自動照合システムの不具合等により必要な事前フィルタリングが行われずに取引・送金等が行われることを防止する観点からの態勢整備が必要です。

当該態勢の整備にあたっては、自動照合システムの不具合等の場合において、必要な事前フィルタリングを実施するための業務継続計画を策定し、当該計画の発動についての訓練を実施しておくことが重要です。また、自動照合システムを含む外為法令遵守に関する各システムについて、コンプライアンス関連及びシステム関連の双方の内部規程に、自動照合システム等の事前スクリーニングの対象となる取引・送金等の範囲や、これにより遵守される外為法令の規定との関連性を明記することが有用と考えます。

このような措置をとった上で、その内容を研修等により関係する役職員に周知し、当該役職員の理解を促進する対応が考えられます。

- **問 20** いわゆる決済代行・収納代行を行う業者との取引にあたって、制裁違反リスクの観点から留意すべき点を教えてください。(ガイドラインII-4-(5)-⑦関係)
  - (答) こうした業者においては、例えば国外取引の資金決済を海外の収納代行業者等と連携するなどにより、国内為替との組み合わせで、経済効果としては外為送金と同様の機能を国内顧客に提供している場合もあり、そのような事業者に口座等を提供する外国為替取引等取扱業者は、制裁違反リスクに応じた対応として、自らの顧客である決済・収納代行業者の取り扱う資金の流れなどについて制裁違反リスクの特定・評価を行い、当該リスクに応じたリスク低減措置を実施する必要があると考えます。当該リスクの特定・評価やリスク低減措置として、例えば、以下のような対応を行うことがあり得ると考えられます。
    - ・顧客受入時や継続的な顧客管理のなかで顧客情報の確認・調査を行うに際し、顧客からの事業内容 の申告や公知情報などから顧客がこうした業を営んでいるかどうかの検討を行うこと。

- ・口座取引や送金等のモニタリングにおいて、同業に関するシナリオ等を設定し、同業を営んでいる ことが考えられる顧客を検知すること。
- ・こうした業を営んでいることが考えられる顧客に関し、事業実態、当該業における資金の流れ、顧客による制裁違反リスクの低減状況等について調査を行うこと。
- ・こうした業種に関する顧客受入方針や外為取引の取扱いの是非に関する方針を予め定め、上記により把握された資金の流れや制裁違反リスクを踏まえて顧客受入の是非や外為取引の取扱いの是 非等を検討すること。
- ・資金の流れや制裁違反リスクに応じ、当該業者が扱う個別の外国送金等に関する情報を把握し、必要な確認を行うこと。
- **問 21** 制裁違反リスクを踏まえた顧客受入方針について、どのように定めればよいか教えてください。 (ガイドラインII-4-(5)-7関係)
  - (答) 既に AML/CFT 対応の中で、自らが行ったリスクの特定・評価に基づいて、リスクが高いと思われる顧客・取引とそれへの対応を類型的・具体的に判断することができるよう、顧客の受け入れに関する方針を定めていることかと思います。このため、例えば、AML/CFT に係るリスクの特定・評価及び顧客受け入れに関する方針に、制裁違反リスクが反映されているか見直しを行うことで対応することが考えられます。
- **問 22** 制裁違反リスクを踏まえた継続的顧客管理の実施方法について教えてください。 (ガイドラインII-4-(5)-⑦関係)
- (答)継続的顧客管理については、既に AML/CFT 対応の中で、顧客のリスクに応じて、調査の頻度・項目・手法等を個別具体的に判断し、実施していることかと思います。このため、例えば、それらが制裁違反リスクを踏まえたものになっているか見直しを行うことで対応することが考えられます。
- 問 23 制裁対象者に関するフィルタリングを実施した結果について、制裁対象者と顧客等の氏名・名称が一致又は類似せず(例えば、氏名のごく一部のみが合致し、類似名義ではないことが一見して明らかであるものしかシステム検知されず)、疑わしいものが検知されなかった場合には、該当がない旨の記録を残しておけば、システムによるフィルタリング結果の詳細な明細の記録・保存までは必要ないと理解してよいでしょうか。また、フィルタリング対象とする単語やルール(検出のアルゴリズム等)を予め定め、これによりフィルタリングを行っている場合に、フィルタリングの都度、毎回どのような単語、ルールによりフィルタリングを行ったかについての記録・保存までは必要ないと理解してよいでしょうか。(ガイドラインⅡ-5-②関係)
  - (答) そのように理解して差し支えありません。なお、フィルタリングの実施者や実施日等の情報については記録・保存するようお願いします。

(以上)